

《融資》

(1) 生活福祉資金

低所得者や高齢者、障害者世帯に対し、一時的に必要な資金の貸付を行うとともに、自立した生活への支援を行います。実施主体は、静岡県社会福祉協議会で、相談の窓口は焼津市社会福祉協議会となります。

【総合支援資金】(離職者等) *生活困窮者自立支援事業の利用が必須となります。

「生活支援費」

生活再建までの間に必要な生活費用

「住宅入居費」

敷金、礼金等住宅の賃貸借契約を結ぶために必要な費用

「一時生活再建費」

生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用

【福祉資金】

「福祉費」

日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用

「緊急小口資金」 *生活困窮者自立支援事業の利用が必須となります。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用

【教育支援資金】

「教育支援費」

高等学校、大学又は高等専門学校の授業料などに必要な経費

「就学支度費」

高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費

【不動産担保型生活資金】

「不動産担保型生活資金」

低所得の高齢者世帯(65歳以上)に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金

「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」

要保護の高齢者世帯(65歳以上)に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金

⑨ 貸付条件、対象者、貸付限度額、貸付利率、償還期間などは資金の種類により異なります。詳しくは下記までお問い合わせください。

<問合せ先>焼津市社会福祉協議会 ☎621-2941